

個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要綱

(平成 13 年 9 月 13 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争(以下、「個別的労使紛争」という。)について、紛争の当事者の自主的な解決を促進するため、あっせん及び相談を行うことにより、労使紛争の円満な解決に寄与することを目的とする。

(あっせん等の対象事案)

第 2 条 あっせん及び相談の対象とする事案は、個別的労使紛争(労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 6 条に規定する労働争議に当たる紛争、及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和 23 年法律第 257 号)第 26 条第 1 項に規定する紛争を除く。)とする。ただし、あっせん及び相談の対象とすることが適当でないと認められる紛争として、別に定める紛争を除く。

(あっせん等の対象者)

第 3 条 あっせん及び相談の対象者は、県内に所在する事業所の労働者(労働者であった者等を含む。)及び使用者とする。

(相談)

第 4 条 相談があった場合には、相談員若しくは担当職員は、事情を聴き取り、問題点を整理し、必要に応じて情報の提供や助言、適切な機関の紹介等を行うものとする。

(あっせん申請)

第 5 条 あっせんに希望する当事者の双方又は一方は、書面により申請するものとする。

(あっせん員)

第 6 条 あっせんは、あっせん員が行うものとする。
2 前項のあっせん員は、原則として、公益を代表する者、労働者を代表する者及び使用者を代表する者からそれぞれ指名するものとする。

(あっせん員の任務)

第 7 条 あっせん員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して紛争が解決されるよう努めるものとする。

(あっせん案の提示)

第 8 条 あっせん員は、当事者にあっせん案を提示することができる。

(あっせんの打ち切り)

第 9 条 あっせん員は、紛争が解決される見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 第 5 条の規定によりあっせんに申請した者は、いつでも当該申請を取り下げることができる。

（あっせんの終結）

第 11 条 あっせんは、次の各号に掲げる場合に終結する。

- 一 あっせんにより紛争が解決された場合
- 二 当事者間において紛争が自主的に解決された場合
- 三 あっせん員が第 9 条の規定によりあっせんの打切りを決定した場合
- 四 前条の規定によりあっせんの申請が取り下げられた場合

（秘密を守る義務）

第 12 条 あっせん員若しくはあっせん員であった者及び相談員若しくは相談員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

- 第 13 条 使用者は、労働者が個別的労使紛争に関しあっせんの申請をしたこと又はあっせんの場で労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 あっせん員は、あっせんを開始するに当たり、当事者に対して、前項に規定する事項について、趣旨の徹底を図るものとする。

（あっせん員の報酬等）

第 14 条 あっせん員に対する報酬及び費用弁償については、非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 22 年香川県条例第 9 号）の定めるところによる。

（電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例）

- 第 15 条 第 5 条の規定による申請及び第 10 条の規定による申請の取下げについては、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

（適用除外）

第 16 条 この要綱は、国家公務員及び地方公務員については適用しない。ただし、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 2 条第 4 号の職員、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項の企業職員、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 47 条の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。